

## 申請の流れ(令和6年度)

- ・令和6年4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
- ・令和6年度から、年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となりました。

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

(6)工期の延長により年度をまたいで完成する建売住宅の場合

※工期が想定よりも延長した結果、当初は年度内に完成する予定だったが、完成・引き渡し翌年度になった場合

### 工事の流れ

(イ)契約締結前

(ロ)売買契約締結

施工業者が工事

工事延長

(ハ)完成・引渡

★翌年度に完成・引き渡し

### 補助金の手続

①事前着手届

②交付申請  
予算上限に達するまで

③交付決定  
(市→販売者)

⑤変更申請  
(販売者→市)

⑨完了報告  
(販売者→市)

補助金交付

①基礎工事より後の工程に着工前に事前着手届を提出してください。

②販売者(代理者)は、引渡しの目途が立ってから、BELS評価書(写)を添付し、市に交付申請してください。

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

⑥変更決定  
(市→販売者)

⑨販売者(代理者)は、住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。市から補助申請者へ補助金を交付します。

⑦新年度になったら改めて交付申請をしてください。

⑦交付申請  
(販売者→市)

⑧交付決定  
(市→販売者)

住宅(物件)毎に手続き